公立大学法人青森公立大学監事監査規程

平成21年4月1日 規程第95号

改正 平成30年 3月 規程第 9号 改正 平成31年 3月 規程第14号 改正 令和 2年 3月 規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)及び公立大学法人青森公立大学定款に基づき、監事が行う公立大学法人青森公立大学(以下「法人」という。)の業務の監査、調査及び意見の提出に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、適正な会計経理事務の推進に資することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、法人の業務及び財務会計について行うものとする。 (監査事項)

- 第4条 前条に規定する監査の対象は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
 - (2) 予算の執行に関する事項
 - (3) 決算及び財務諸表に関する事項
 - (4) 資産の取得、処分及び管理に関する事項
 - (5) 債権の管理に関する事項
 - (6) 組織、制度及び人事管理に関する事項
 - (7) その他法人の業務及び会計の執行状況に関する必要な事項 (監査の種類)
- 第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。
- 2 前項の定期監査については、業務監査及び会計監査とし、業務監査については 毎年度1回行い、会計監査については毎年度決算時に行うものとする。
- 3 第1項の臨時監査については、監事が必要と認める場合に行うものとする。 (監査の方法)
- 第6条 監査は、書面監査及び実地監査により行うものとする。 (監査計画)
- 第7条 監事は、毎事業年度の当初に、次に掲げる事項を記載した監査計画書を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、第5条第1項の臨時監査については、この限りでない。

- (1) 監査の期日
- (2) 監査の対象
- (3) 監査の方法
- (4) その他監査の実施に関し必要な事項

(監査の事務補助)

- 第8条 監事は、監査の実施に当たり、理事長の承認を得て職員に監査に関する事務を補助させることができる。
- 2 監事は、前項に規定する職員に監査に関する業務の支援を行わせる場合は、当 該職員の独立性を確保するものとする。
- 3 第1項の規定により監査に関する事務を補助する職員は、監査の実施に当たり 知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(監事の権限)

- 第9条 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業 の報告を求め、法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。 (協力義務)
- 第10条 監事は、監査を行うため必要があるときは、役員及び職員に対し、監査への立会い、必要な資料及び物件の提示、説明及び報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により協力を求められた役員及び職員は、正当な理由なく、これを 拒否してはならない。

(監査報告の作成等)

- 第11条 監事は、監査終了後、青森市の規則で定める事項を記載した監査報告を 作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。
- 2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は青森市 長に意見を提出することができる。

(監査後の措置)

- 第12条 理事長は、監査報告に是正又は改善を要する事項がある場合には、速や かに是正又は改善の措置を講じなければならない。
- 2 理事長は、前項の是正又は改善の措置を講じた場合には、当該措置状況について、文書により監事に報告しなければならない。

(市長への意見の提出)

- 第13条 監事は、第11条第2項の規定により、監査の結果に基づき、青森市長に意見を提出する場合には、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。 (監事が調査する文書)
- 第14条 監事は、法人が次に掲げる書類を青森市長に提出しようとするときは、 当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他青森市の規則で定める書類

(事故等の監事への報告)

- 第15条 理事長は、業務上の重大な事故又は異例の事態が発生したときは、速やかにその旨を口頭又は文書により監事に報告しなければならない。
- 2 監事は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ調査を行い、助言又は勧告を 行うことができる。

(改廃)

第16条 この規程を改廃する場合には、あらかじめ監事に意見を聴かなければな らない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第9号)

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規程第14号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和 2年規程第17号)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。